

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター
2016. 2.10発行〈通巻第463号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- アスベスト被害国賠訴訟
3件目が和解、提訴も続く…………… 2
- 「荷主等」の対策が不可欠
陸上貨物運送事業の安全対策…………… 5
- それぞれのアスベスト禍 その58 古川和子 …………… 11
- 韓国からのニュース …………… 14
- 前線から …………… 18
緊急作業、白血病の労災認定問題で関係省庁交渉 東京

アスベスト被害国賠訴訟

3件目が和解、提訴も続く

2014年10月9日の泉南アスベスト訴訟最高裁判決を受けてのアスベスト健康被害に関する国家賠償訴訟は、2015年3月の提訴以来、関西労働者安全センターは4件について支援してきたが、うち3件まで和解が成立した。

2015年7月に最初に和解が成立した五稜石綿（東大阪市：石綿製品製造）元従業員ご遺族の菊池さん、同年9月に成立した藤田工業所（石綿製品加工）元従業員ご遺族の藤田さんに続いて本年1月19日に3件目の和解が成立した。昨年6月に提訴した大阪市平野区の第一石綿工業の元従業員に関するケースで、原告の夫である元従業員は、1959年9月から1966年8月までの7年間、アスベスト製品の製造に携わり、2011年（平成23年）8月に悪性中皮腫で亡くなっている。

この事案と同時に提訴した万年スレートの元従業員については、すでに亡くなっている被災者の石綿ばく露状況をめぐって国は再三求釈明を行い、原告は多大な負担を強いられているものの、おそらく近く和解が成立すると思われる。

全国的な訴訟の状況は次頁の表の通りで

ある。

神戸、鹿児島でも提訴

昨年11月27日にはひょうご労働安全衛生センターの支援で、神戸地裁に2件が提訴された。原告は、神戸市内の石綿製品製造工場で働いていた現在82歳の元従業員と、西宮市の鉄工所で石綿含有土管の加工作業に従事し、中皮腫で死亡した元従業員の遺族である。兵庫県内では初めての提訴だ。

82歳の元従業員の女性は1962年3月から1967年9月にかけて河原冷熱工業で石綿布団の製造に従事した。2012年1月にびまん性胸膜肥厚と診断され、2012年4月に神戸西労働基準監督署が労災認定した。現在も療養中である。

河原冷熱については、中皮腫3件、びまん性胸膜肥厚2件、時効救済で肺がん1件、中皮腫1件、石綿肺1件が認定されている。

また、もう一人の山村悦三さんは、西宮市の山口鉄工所で1960年1月から1966年3月にかけて石綿含有土管の加工作業や、菱産スレート工場内でモーターの点

表1 アスベスト被害国家賠償訴訟の提訴・和解状況(2016年1月現在)

地裁	件数	提訴 順	提訴日	和解日 (最終)	原告数	被害者数	就労企業 就労企業 (下 請:宮原企業)	就業場所在地	ばく露作業	呼称(法務省)
さいたま	4	1	2013/10/29		2	1	日本エタニット(下 請:宮原企業)	埼玉県さいたま市	石綿管製造・加工	さいたま1陣
		2	2015/1/8	2015/8/7	12	5	日本エタニット	埼玉県さいたま市	石綿管製造・加工	さいたま2陣
		8	2015/7/31		11	8	曙ブレーキ	埼玉県羽生市	石綿管製造・加工	さいたま3陣
		9	2015/8/7		10	4	日本エタニット	埼玉県さいたま市	石綿管製造・加工	さいたま4陣
東京	2	7	2015/6/25		1	1	三好石綿	東京都墨田区	ボイラー設備製造	東京
		15	2015/12/8		1	1	東洋機器興業	大阪府東大阪市		東大阪
		3	2015/3/20	2015/7/3	1	1	五稜石綿	大阪府泉南市、阪 南市等		泉南3陣
大阪	8	4	2015/3/24	2015/9/17	24	18	泉南地域石綿企業 (泉南訴訟3陣)	大阪府泉南市、阪 南市等		泉南3陣
		5	2015/5/1	2015/8/6	1	1	藤田鉄工所	大阪市西淀川区		淀川
		6	2015/6/19		3	1	万年スレート	大阪府西成区	石綿セメント製品製造	西成平野
		10	2015/9/25	2016/1/19	1	1	第一石綿工業	大阪府平野区		大阪屋内一次
神戸	1	11	2015/10/22		1	1				岸和田一次
		12	2015/11/10		5	3	泉南地域石綿企業 (泉南訴訟3陣)	大阪府泉南市、阪 南市等		大阪屋内二次
		16	2016/1/19		2	1	神島化学諮問工場	香川県三豊町	石綿保温材製造	
		13	2015/11/27		1	1	河原冷熱工業	神戸市兵庫区		
鹿児島	1	14	2015/12/4		3	1	山口鉄工所	兵庫県西宮市		
		16	2015/12/4		4	1	カナエ石綿工業	大阪府茨木市		
	16				84	52				

検・修理作業を行った。土管加工では大阪の藤田工業所と同様、クボタから請け負った製品を加工していたという。山村さんは2013年10月に中皮腫と診断され、翌年4月に73歳で亡くなった。亡くなったのちの2014年7月に西宮労働基準監督署が労災認定したが、亡くなる前に「被害を二度と起こさないよう国に管理監督を求め、多くの被害者に補償をしてほしい」と話していたという。

菱産スレートつまり現在の三菱セメント建材では、これまでに肺がん2件、中皮腫1件、時効救済で中皮腫1件の計4件が労災認定されている。

さらに12月4日には、ひょうご労働安全衛生センターが支援して、大阪の石綿工場で働き中皮腫で死亡した元従業員についても遺族が国に損害賠償を求めて鹿児島地裁に提訴した。鹿児島地裁での提訴もこの事案が初めてである。

元従業員の前村一巳さんは、農閑期の出稼ぎで1965年から73年に大阪のカナエ石綿工業で、石綿とガラス繊維を混合したものをプレス機で成型する作業に従事した。2002年10月に中皮腫と診断され、2007年8月に76歳で亡くなった。2006年に茨木労働基準監督署に労災認定された。

カナエ石綿工業については、肺がん1件、中皮腫2件、時効救済で肺がん2件が労災認定されている。

また、アスベスト訴訟弁護団は、今年1月19日にもう1件国賠訴訟を大阪地裁に提訴した。

香川県三豊市の神島化学株式会社詫間工場で1961年から87年まで石綿保温材の製造に従事し、2005年に中皮腫で亡くなった元従業員のケースで、弁護団に直接相談があった。香川県の石綿工場での被害ケースは初めてである。

提訴報道を受けて被害の掘り起こしが進むことを期待したい。

今後も注目を

提訴のたびに報道され、ホットラインも実施しているものの、全国の安全センターで関わる提訴件数は10件に満たない。アスベスト国賠の対象者は労災の休業補償の対象とならない石綿肺所見を有する方も含まれているため、本来であればもっと関心を引いてもよい。しかし、裁判上の除斥期間を迎えている方もあり、なかなか広がっていない。また、自身の石綿肺が合併症を併発していないという理由で労災の補償にまで至らないと聞かされ、管理区分申請すら行っていない方が多数いると予想される。

このような補償を受けていない被災者を掘り起こしてはじめて正確なアスベスト被害状況を把握したことになる考えると、今後も力を入れて取り組んでいかなくてはならない。



「荷主等」の対策が不可欠 陸上貨物運送事業の安全対策

陸上貨物運送事業の安全対策には、他の業種にはない課題がある。運転手である労働者が仕事をするのは、ほとんどの場合、事業者が管理していない場所であるということだ。だから事業者が安全対策上の措置をしっかりと講じたとしても、管理の及ばない他の要素が原因となって労働災害は発生することがある。

運転手はトラックを運転している間は道路を移動している。直接の規制は道路交通法等によることとなり、安全対策としては交通安全の要素が大きくなる。事業者の側の対策として可能なのは、トラック自体と労働者の運転技能や労働時間の管理などになる。

また、運転以外での作業も、事業者が管理する場所は、自社の倉庫や車庫のみであって、肝心の荷の積みおろしは荷主やその取引先の管理地だ。結局、運送業で働く運転労働者の安全対策は、少なくとも場所の面で事業者以外の安全に対する配慮がなければ成り立たないというわけだ。

それでは事業者の管理が及ばない場所での災害がどのぐらいかということだが、交通労働災害が 10.7%、荷役災害が 75.5%、その他が 13.8%という数字がある。(図 1、厚生労働省が平成 23 年の休業 4 日以上労働者私傷病報告から無作為

に 1,000 件を抽出して分析したもの。以下同じ。)

当然交通労働災害は、主に道路上で起きており、荷役作業が行われる場所もその多くが荷主等の敷地内で起きていることから、大半が事業者の管理が及ばない場所での災害ということになる。

図1 陸運業の労働災害の内訳

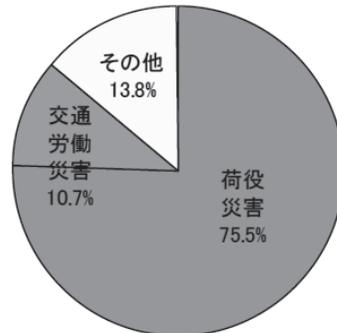


図2 荷役災害の事故の型別等の内訳

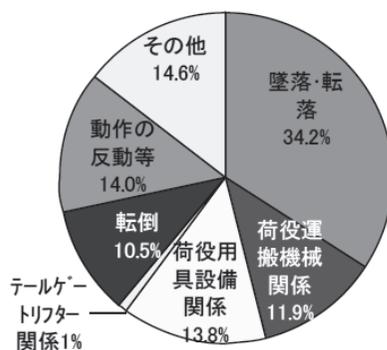


図3 荷役運搬機械関係災害の内訳

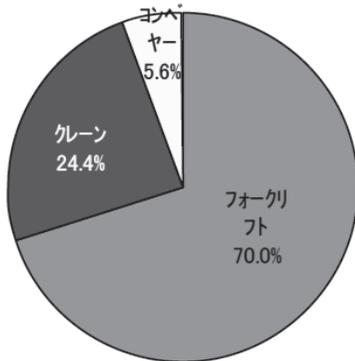
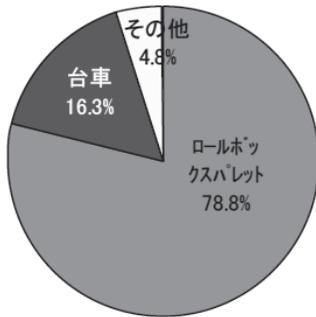
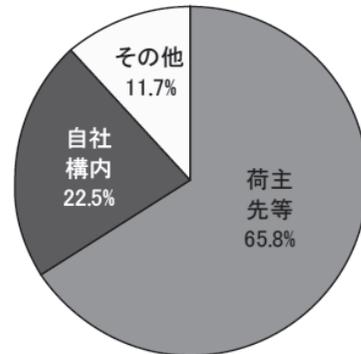


図4 荷役用具・設備関係災害の内訳



ロールボックスパレット

図5 被災場所の分析



多発する荷卸し先での労働災害

荷役災害の事故の型別等の内訳では、墜落・転落が34.2%（図2）で、その8割が荷台からのものとされている。荷役運搬機械関係は11.9%で、その7割がフォークリフトによる（図3）。荷役用具・設備関係は13.8%でロールボックスパレット（図4、写真）が79%を占める。

そして被災場所については、荷主先等が65.8%、自社構内が22.5%となる（図5）。そして荷主先等をさらに分析すると、積み込み先の事業場が37.0%、荷卸し先の事

業場が63.0%である。大抵の場合、運送事業者が発注する荷主は、積み込み先であり、荷卸し先の事業場は荷主にとっての取引先であって、運送事業者にとっては直接の契約関係にさえないということになる。

互いにより契約関係が薄い存在にある荷卸し先事業場の安全対策が不十分なものになっているのが災害発生件数にはっきり表れているのである。

法規制対象外の荷卸し先事業者

さて、このような陸運事業の安全対策についての労働安全衛生法の適用はどのよう

になっているだろうか。たとえば荷主の工場敷地内でトラックに製品を積み込むとき、フォークリフトの運転を荷主側の作業者が運転するのなら問題ないが、運送事業者の運転手自ら運転して積み込まねばならない場合も少なくない。

このような場合、フォークリフトの管理責任を負うのは当然持ち主である工場の事業者ということになる。だから定期自主検査の実施（労働安全衛生規則第151条の21）等が義務付けられ、前照灯及び後照灯（同第151条の16）、ヘッドガード（同第151条の17）、バックレスト（同第151条の18）、パレット等（同第151条の19）という装備上の規制を守る義務を負う。

一方でフォークリフトを運転する労働者については、最大荷重1トン以上で技能講習の受講（労働安全衛生法第61条）が要件となり、1トン未満でも特別教育が必要だ（同59条第3項）。ただし、トラックの運転手がフォークリフトを運転するときに技能講習、特別教育を受けさせておく義務を負うのは、使用者であるところの運送事業者ということになる。

それではもし特別教育さえ受けていないトラック運転手が、荷主である工場でフォークリフトを運転したとき、運送事業者の違反であっても、工場側は法違反とはならないだろうか。労働安全衛生法は元方事業者の講ずべき措置として、「関係請負人及び請負人の労働者」が、「この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導」を義務づけ（第29条第1

項）、「違反していると認めるときは、是正のため必要な指示」（同条第2項）をしなければならないとしている。この第29条は罰則がついていないが、運送事業者だけの違反にはとどまらないということだ。

さらに、元方事業者の事業が建設業等の特定元方事業者である場合（第30条）と、製造業である場合（第30条の2）には、「その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため」の措置が義務付けられ罰則もついている。

ただ、この第29条と第30条、第30条の2が想定する元方事業者と請負人の関係は、構内下請業者のように継続的に同一の場所で混在して作業をするというようなものといえ、トラックの運転手のような一時的な立ち入り作業者をカバーするような規制とまではなっていない。

さらに、これが荷卸し先の事業場での出来事であったとするとどうなるだろうか。荷卸し先は荷主にとって契約関係があるとしても、運送事業者とは関係がない。だから元方と請負というような関係はまったく存在せず、労働安全衛生法上トラック運転手の運転資格というような問題については、何も関連性がないということになってしまうわけだ。自らの所有物であるフォークリフトそのものの不備でない限り、責任は問われようがないことになる。

そのような状況の中で、【事例】（次頁）のような労働災害はおき続けているのである。

(陸災防機関紙「陸運と安全衛生」より)

【事例】トラック荷台からフォークリフトで荷の取卸し作業中、落下した荷の下敷きとなった

- 1 事業の種類：陸上貨物運送業（労働者数 40 人）
- 2 被災者：トラック運転者 男性 40 歳代 経験 15 年（死亡）
- 3 災害発生状況
 - ① 午後、被災者（トラック運転者）は、大型トラックに荷（ドラム：1 個の重量約 850Kg × 16 個）を積んで、荷主会社の協力会社に到着した。
 - ② 荷の取卸しは、荷卸し先である協力会社の作業員がフォークリフトを用いて行うことになった。
 - ③ 被災者は、荷台最後部付近に積載された荷の荷締めベルトを解いた。次いで隣接する荷の荷締めベルトを外すため、荷台右側の地上にいた。
 - ④ 一方、荷降ろし先のフォークリフト運転者は、トラック荷台左側の最後部付近でフォークリフトを荷台に向かって直角に停止させた。
 - ⑤ そこで、最後部に積載されている 2 個の荷を、一度に取り卸すこととした。
 - ⑥ 荷台上の荷と荷台との間隙に左右のフォークを根もとまでいっぱい差し込んだ。
 - ⑦ 続いて、荷を持ち上げたところ、奥（リフト運転席から見て、遠い位置にある）の荷が不安定であったため、フォークから外れて地面に落下した。
 - ⑧ その際、荷台の右側で荷締めベルトを外していた被災者が、とっさに支えようとしたが、その重量（約 850kg）から支えきれず荷の下敷きとなった。
- 4 災害発生原因
 - (1) フォーク上の荷が不安定な状態にあったのに持ち上げた。
 - (2) フォークリフト（車両系荷役運搬機械等）を用いて作業を行うに当たり、あらかじめ作業計画が作成されていなかった。また、当該作業の指揮者が定められていなかった。
 - (3) 一の荷でその重量が 100kg 以上のものを貨物自動車から卸す作業を行うに当たり、当該作業を指揮する者が定められていなかった。
 - (4) フォークリフトの荷に接触することによる危険が生ずるおそれのある個所に労働者を立ち入らせた。
 - (5) 取り扱う荷の危険性、荷役作業方法における危険性について、陸運事業者と荷卸し先事業場との間での事前の情報提供及び検討が行われていなかった。
- 5 再発防止対策
 - (1) 荷役作業を行う関係者間で、事前に「積卸し作業確認書」又は「安全作業連絡書」を活用し、荷役作業の安全を確保する。
 - (2) フォークリフトなどの車両系荷役運搬機械等を用いて作業をする場合には、あらかじめ作業計画を作成する。
 - (3) 関係する作業指揮者等を事前に選任し、同作業指揮者に作業を指揮させる。
 - (4) フォークで荷を持ち上げる際は、荷の重心位置等を確認するなど、その安定に細心の注意を注ぐ。
 - (5) フォークリフト等又はその荷に接触することによる危険を防止するための措置を講ずる。

荷役作業ガイドラインの効果は？

このようなことから厚生労働省は 2013 年 3 月に「陸上貨物運送事業における荷役

作業の安全対策ガイドライン」を策定、陸運事業者と荷主等の取り組むべき安全対策を具体的に示している。

まず陸運事業者の実施事項としてあげるのは安全衛生管理体制の確立等だ。①荷役

災害防止の担当者指名、②安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善、そして③安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置と具体的な実施事項をあげる。ここに「荷主等」をあげたのが新たな対策である。

つぎに荷役作業の労働災害防止措置を具体的に列挙する。まず基本的な対策として、運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認し、事前の確認がない荷役作業は行わせないこととする。そして荷主等から不安全的な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に改善を求めることとしている。

墜落・転落による労働災害の防止対策について具体的な対策を列挙した後、荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策については、フォークリフト、クレーン、コンベヤー、ロールボックスパレットについて記述する。さらに転倒、動作の反動、無理な動作による労働災害、安全衛生教育等となる。

そして陸運事業者と荷主等との連絡調整については、(1) 荷役作業における役割分担の明確化、(2) 荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整、(3) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置の3つを対策としてあげる。

そしてこれらの項目に対応して荷主等についても、安全対策として取り組むべき事項を列挙するものとなっている。この中で、特に陸運事業者と荷主等の連絡調整の

中で、配送先における荷卸しの役割分担の明確化について触れているか所がある。

「(2) 配送先における荷卸しの役割分担の明確化

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多い。この場合、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。」

つまり、荷卸し先の事業者との連絡調整は荷主の責任で行い、情報を陸運事業者に知らせろということだ。確かに契約関係からいって自然なものといえることができるだろう。

ガイドラインには荷主と陸運事業者の「安全作業連絡書(例)」も添付されていて、荷卸し先の情報も含めて連絡するように設定されている。

注目される今後の荷役作業安全

ただ、こうした対策があくまでガイドラインとして陸運事業者に周知が図られているにすぎず、とりわけ荷主と荷卸し先の事業者に安全のための義務的な措置までを求めるものにはなっていない。その意味では限界ははっきりしているといえよう。

こうした施策の有効性については、今後陸上貨物運送事業での労働災害発生状況を十分に注目していく必要があるといえよう。

(参考)

安 全 作 業 連 絡 書 (例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外	
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラックミナル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラックミナル 3. その他 ()	
積	品 名			
	危険・有害性	有・無 ()		
	数 量			
	総 重 量	kg (kg/個)		
荷	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()		
積	作業の分担	取	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業者数		作業者数	名
作	使用荷役	作	使用荷役	有・無
	機 械		機 械	1. フォークリフト 2. その他 ()
業	免許資格等	免許資格等	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()
その他特記事項 ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。				

連載 それぞれのアスベスト禍 その58

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

第4回石綿問題総合対策研究会に参加

2016年1月30日(土)、31日(日)に東京工業大学の大岡山キャンパスで「第4回石綿問題総合対策研究会」が開催され、私も参加してきた。

この研究会は将来の石綿関連疾患の健康リスクを低減させることを最終目的とし、石綿のリスクと医学関連、調査と分析、管理等を各分野の専門家、実務者、行政関係者、NPO等が一堂に会して研究成果を発表して有益な意見交換を行う場として2013年から開催されている。

私の発表は「医療関連セッション」だった。まず名取雄司医師(中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長)と井内康輝先生(病理診断センター、広島大学名誉教授)、そして岡部和倫先生(山口宇部医療センター)たちの報告があり、最後に「建設業の中皮腫患者の声と家族の会の支援活動」と題して患者さんの声を紹介した。

石綿問題総合対策研究会の報告より

過去に使用されたアスベストの80%は建材に含有しているといわれている。そしてその建材を切断、加工、解体していた建設労働者たちは大量のアスベストを吸引し、その後彼らは数十年の潜伏期間を経

て、中皮腫、肺がん等のアスベスト疾患を発症している。突然の発病に驚き「過去に使用したアスベストが原因です」といわれて、患者と家族は二重の苦痛を負うことになる。

<アスベスト疾患患者の苦痛と問題点>

1. 中皮腫は難治性が高くて非常に予後の悪い病気であるにもかかわらず、十分な診療が得られない被害者が多い。
2. 職業におけるアスベストばく露は「労働災害補償」が適用される。しかし過去の仕事の立証が必要なので、認定までの道のりは厳しく、まだ多くの建設労働者は労災補償を受けていない。
3. 就労中の労働者は体調不良を感じても、仕事と生活に追われて医療機関の受診が遅くなり、確定診断がついた時は「手遅れ」状態になることも多い。

<4人の事例を紹介>

■故谷豊博氏(享年66歳)

2014年永眠 徳島県三次市池田町
2011年5月胸膜中皮腫発症 右胸膜全摘術 石綿救済法認定はしたが労災補償は不支給

アスベストばく露：高校卒業後1年余りビル解体廃材(アスベスト含む)を運搬
労災不認定理由：被災者の供述や周辺情

報が具体的で解体業周辺作業を推定できるのに、監督署が判断しない(事業所に記録なし)

若い時に大阪市生野区田島4丁目にあったY興業で解体の時に出る廃材を運ぶ仕事をしていた。廃材を集めたのは大阪市内全域にわたり、解体したビルは5、6階建てのビルが多かった。廃材をスコップでトラックの上まで上げる重労働だった。ある現場では、断熱材の入った黄色い袋をビルの上からおろしてくれた。仕事の受注先は大手の建設会社で、廃材は大阪市鶴見区まで運んで行った。作業現場の場所にもよるが、一日4回くらい往復した。その会社はその後急成長を遂げて、現在では社名が変わっている。かなり詳細な話を聞くことができ、かつて谷豊博さんが働いていた会社の跡地にも行き近隣の人に聞き取りを行うと、谷さんの話を裏付けるものだった。しかし、数十年も前のことで、Y興業(現在D社)は労働者としての記録がないという理由で事業主証明を拒否。労働基準監督署は不支給を決定。

「なぜ、このような病気になり命を奪われるのか？」その理由さえも、明解にできないままに谷さんは亡くなった。

時空を超えた被害が発生しているのに、時間を巻き戻す事ができないため、谷さんの様な被害者は後を絶たない。

■衣笠繁則氏(68歳)

大阪府東大阪市 石綿肺 労災申請中
長年、ラス張り・防水工事を行ってきた。
数年前より息苦しさを覚えて現在は在宅

酸素が必要に。最初は、兄の会社に勤務して、その後独立して事業主となった。仕事は順調で寝る間もないくらいに働いた。

覚えている大きな出来事の中には、阪神淡路大震災の時の復旧工事に通ったこともある。

山陽新幹線のトンネルも被害にあった。震災復旧のためには一日も早い開通が必要なので、トンネル内にできた7か所の亀裂修復作業にあたった。

私は、阪神大震災によるアスベストばく露被害は、建物の倒壊や解体によるものだと考えていた。しかし衣笠さんの聞き取りから、亀裂の入った建物の修理をするときに天井などに入ってアスベストばく露をすることがわかった。そしてその作業は震災後数年間続いた。

働くことが生きがいであった衣笠さんは、昨年の夏まで、酸素ボンベをリュックに隠し持って現場に行った。しかしさすがに「このままでは死んでしまう」と仕事に行くことを諦めた。現在は労働災害補償請求の手続き中だ。

■故A氏(享年68歳)

2015年永眠 大阪市 胸膜中皮腫 手術不可

労災認定通知の直前に死亡

アスベストばく露：若い頃から工務店勤務

体調不良を感じながらも医療機関を受診しなかったため、受診した時は既に末期状態で手の施しようがなかった。紹介された大阪市内の経験豊富な病院でも対応

不可

■田岡順氏 (80 歳)

大阪府和泉市 肺がん 右上葉摘出 労災認定済

2012 年 地元の大学病院で胸膜中皮腫と診断されて石綿救済法に申請したら「肺がん」と判明し、現在は大阪府立成人病センターで診療中

アスベストばく露：内装業ほか（1957 年～ 61 年宝塚映画製作所美術担当、62 年～ 66 年パネル製作施工、66 年～ 2008 年ビル商業施設等の内装工事）



田岡順さん（左）と中田有子さん（田岡さんと交流のあった故藤本義一さんの娘）

< 今後の問題点 >

- ・アスベスト疾患は潜伏期間が長いことから、ばく露原因の特定が困難で、救済に繋がりにくい ⇒ 現在行われているアスベスト解体現場などでは、将来にわたり記録が残るような制度が必要
- ・建設労働者は「ケガと弁当は自分持ち」

という言葉があるように、なかなか診療機関に行かないので、助かる命も救えなくなる ⇒ 石綿検診制度の徹底

- ・医療機関の充実 ⇒ 各地域の基幹病院はアスベスト疾患にも精通することが重要

最後に田岡順さんのビデオメッセージ（1 分 40 秒）を流して「建設業にかかわった方は検診を」と呼びかけた。

惨事ストレス ー救援者の“心のケア”

阪神・淡路大震災で初めて問題になった「惨事ストレス」は東日本大震災で深刻化しています。消防士・警察官、自衛隊員、自治体職員、教職員、ボランティアなどの救援者が、被災地の悲惨な現実を目の当たりにし、さらに先が見えない復興活動のなかで心身が疲弊し、体調を崩して心の病に陥り、自殺者まで出ています。

本書は、この救援者の「惨事ストレス」の現状を捉えなおしながら、心のケアを考えます。

(2014.12)

『惨事ストレス』編集委員会 [編著] 緑風出版
四六版並製 / 216 頁 / 2000 円
<http://www.ryokufu.com/isbn978-4-8461-1421-3n.html>



韓国からの ニュース

■昨年生命安全ワーストは『MERS 放棄』朴槿恵大統領

安全市民連帯が「2015 生命安全ワースト 11」を発表した。ワースト人物大賞は朴槿恵大統領が受賞した。選定理由について「MERS のコントロールタワーとしての責任を放棄し、世越号惨事の真相究明を妨害した」と説明した。

カン警察庁長官とキム・ジンテ・セヌリ党議員が共同金賞受賞者に選ばれた。警察が昨年 11 月 14 日の民衆総決起大会で水大砲を直射し、農民ペク・ナムギさんが重態に陥ったことに関して、警察庁長官に責任があると指摘した。キム議員は世越号引き揚げに反対して悪い評価を受けた。

この他に民衆総決起大会を鎮圧した前・ソウル地方警察庁長官、労組関連の悪口を吐いたセヌリ党代表、不十分な MERS 初動対応でひんしゆくを買った前・保健福祉部長官の名前があがった。経済人からは職業病被害者関連調停委員会の調停案を拒否したサムソン電子副会長と、構内下請け労働者問題を放置している現代車グループ会長が選ばれた。

機関としては集会を鎮圧した警察庁が大賞を、安全関連立法を疎かにした国会と、安全業務を遂行する KTX 乗務員が鉄道公社職員でないという判決を行った大法院が、上位にランクされた。2016 年 1 月 5 日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■死因が不明確でも連続夜勤中に死亡すれば業務上災害

ソウル行政法院は、続いた超過勤務と夜勤中

に倒れて亡くなった A さんの遺族に勝訴判決を行った。

2014 年 5 月から自動車部品組み立て会社で働いた A さんは、昨年 2 月、工作中に突然に倒れて亡くなった。A さんは死亡前の 12 週間は一日平均 12 時間以上、1 週間に平均 63 時間働いたことが明らかになった。死亡の 1 ヶ月前からは、昼間から夜間勤務に転換されていた。しかし、解剖検査をしたが明確な死亡原因が発見されなかった。A さんは満 15 才からてんかん症を病んだと分かり、公団はこれを根拠に業務上災害を認めなかった。

裁判所は「過度な夜間勤務による過労・ストレスが過度な身体的負担に繋がり、てんかん症やその他の特定されない死亡原因となったり、症状を急速に悪化させたとするのが妥当」と判示した。2016 年 1 月 6 日 毎日労働ニュース キム・ボンソク記者

■「サムソン白血病」の予防策に合意

「サムソン白血病」問題に関して、サムソン電子とサムソン職業病家族対策委員会（家族対策委）、半導体労働者の健康と人権守り（パノリム）が「災害予防対策」で合意した。しかし合意の意味についてサムソン電子とパノリムの解釈が食い違い、最終妥結までには時間がかかるものと見られる。

「サムソン電子半導体など事業場での白血病など疾患発病と関連した問題解決のための調停委員会」（以下、調停委）は 12 日、サムソン、家族対策委、パノリムが災害予防対策について合意し、最終署名をする予定だと明らかにした。

12 日に公開する予定の合意案には、昨年 7 月の調停委勧告案に含まれたオンブズマン制度の導入などが含まれたと分かった。

サムソン電子は調停委とは別に、昨年 9 月に家族対策委と一緒に補償委員会を設けて、白血病被害者と家族に補償をしている。今までに

150人が申請し、100人が補償金と同時にサムソン電子代表理事(副会長)の謝罪文を受け取った。サムソン電子は謝罪と補償に続いて予防対策にまで合意し、「白血病問題が事実上完全妥結」としている。

パノリムは謝罪、補償、予防の3つの課題の内一つだけが解決されたという立場だ。パノリムのイム・チャウン弁護士は「被害補償と謝罪という二大議題については依然として社会的な解決策が導き出されていないので、サムソン本社前での座り込みは続ける計画」と話した。2016年1月11日 ハンギョレ新聞

■人権委「有害・危険作業の請負禁止」産業安全法の改正を勧告

国家人権委員会が「構内下請け労働者が、元請けの労働者に比べて極めて危険で有害な業務を行っている」として、「構内下請け労働者の労災予防のための産業安全保健法改正と、労災保険料率制の改善」を雇用労働部長官に勧告した。

人権委によれば、2014年に構内下請け比率と労災の危険が高い造船・鉄鋼・建設プラントの下請け労働者を対象に実態調査をした結果、下請け労働者が危険で有害な業務を遂行しているにも拘わらず、工期短縮を理由に安全保健措置なしで作業をしていることが明らかになった。労災が発生しても労災保険で処理される比率は10%の水準だった。

これによって人権委は、構内下請け労働者の労災予防のための元請け・下請け間の協議事項を拡大し、産業安全保健法による安全・保健に関する協議体に構内下請け労働者が参加できるようにするよう勧告した。また、「適切な予防・除去措置なしで有害・危険作業が請負されないようにしなければならない」とし、「請負時に認可を受けなければならない産業安全保健法施行令による有害・危険作業の範囲を拡大せよ」

と要求した。

更に、労災保険料率制と入札参加資格の事前審査制度の改善も要求した。人権委は「災害率に基づいて保険料率と入札参加資格を決める現行制度は、労災発生の実事を誠実に申告した事業主に却って不利益を与える側面がある」とし、「事業主の労災予防活動の強化を誘引する方向に改善する必要がある」とした。

人権委は「構内下請け労働者が経済・社会・文化的な権利に関する国際規約など、国際人権基準が明示している安全で健康な労働条件を享有する権利を差別なく保証されなければならない」、「請負事業主は下請業者が雇用した労働者の安全・保健に関して責任がある」と強調した。2016年1月14日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■座り込み100日目を迎えたパノリム「謝罪と補償の議論をしよう」

サムソン電子半導体の職業病被害者補償問題を議論する調停委員会が用意し、12日に交渉主体すべてが署名した調停合意書を巡って、論議が起きている。サムソン電子は「完全な合意」と自評したが、パノリムは「三大核心議題のうち一つだけが解決」と反発した。

パノリムはサムソン電子本館前の座り込み場で記者会見を行い、「サムソン電子は謝罪と補償



ソウルのサムソン電子前、パノリム座りこみ場:「好き勝手な補償、思い通りの隠蔽、サムソンは謝れ」

論議を行え」と要求した。調停合意書は保健・環境専門家が参加したオンブズマン委員会がサムソン電子の事業場を監視し、職業病を予防するというのが主な内容だ。

しかしサムソン電子はこの日、自社のブログで「補償と謝罪が行われたのに続き、尖鋭に対立してきた予防問題まで完全な合意に至った」と主張した。パノリムは「(職業病交渉が)全部解決されたように言うのは偽りと欺瞞」とし、「サムソンが独断的にする謝罪と補償は交渉主体であるパノリムと議論を経ておらず、調停勧告案の趣旨と内容にも反する」と話した。

パノリムは「サムソン半導体職業病問題の正しい解決のためには、謝罪・補償・予防のすべてが合意されなければならない」とし、「サムソン電子は自主的な補償を行うのではなく、今からでも対話に応じなければならない」とした。2016年1月14日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■サムソン電子の代表理事、職業病被害者の一部と会って謝罪

クォン・オヒョン・サムソン電子代表理事が、サムソン電子職業病被害者が参加しているサムソン職業病家族対策委員会に謝った。サムソン電子職業病被害交渉を議論する調停委員会が、予防対策に関する交渉主体間の合意を引き出して二日目だ。これについては、サムソン電子が2013年から進められた職業病被害交渉に終止符を打つ手順に出たのではないかという批判も出ている。

家族対策委とパノリムによれば、クォン・オヒョン代表理事は14日午後、サムソン電子本館でソン・チャンホ家族対策委代表らと会って、代表理事名義の謝罪文を伝えた。クォン代表は「皆さんと直接向き合って慰労の言葉を申し上げることになった。皆さんの深い理解と問題解決のための努力に、心より感謝申し上げます」と

話した。ソン・チャンホ家族対策委代表は「過去は整理して未来指向的に行かなければならないということには共感する」と答えた。

サムソン電子職業病被害交渉に参加している被害者と被害家族の内、家族対策委の所属は6人、パノリムの所属は2人。パノリムは事業場で職業病に罹った被害者に対する謝罪と補償問題は交渉で続けていこうという立場だ。サムソン電子の謝罪文には会社の責任を認める内容が抜けており、会社が自ら補償する場合は低い水準の補償がなされる可能性が高いためだ。

この日で座り込み103日目を迎えたパノリムは、謝罪と補償基準を作る交渉を要求して座り込みを継続する方針だ。イ・ジュンラン・パノリム活動家は「サムソン電子は職業病問題がすべて解決されたように言論プレイをしているが、合意に至ったのは予防対策だけ」とし、「サムソン電子が独自に謝罪と補償を行えば、排除される被害者がでるしかなく、パノリムは引き続き闘争する」と話した。2016年1月18日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■SKハイニックス職業病、今日から補償手続き開始

SKハイニックスは22日に「産業保健支援補償委員会を通じて、前・現職労働者と協力業者の労働者に対する補償を実施する」と明らかにした。SKハイニックスは半導体生産工程と業務関連性を検証するために、2014年10月に産業保健検証委員会を設けた。11人の専門家が1年かけて作業環境の疫学調査をした結果、作業場の産業保健実態検証結果をまとめて、昨年11月に発表した。

SKハイニックスはこの検証結果に基づいて職業病補償支援体系を用意した。補償対象は1999年から1年以上生産工程で働いたSKハイニックスの労働者と協力業者の職員。退職して10年以内に職業病に罹った労働者は補償を

受けられる。補償対象疾病は白血病・脳腫瘍を含む 14 種の癌だ。職業病の被害補償は補償委
が、審議作業は 7 人の委員が行う。2016 年 1
月 25 日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■サムソン電子職業病の卵巣がん／裁判所、初の 労災認定

サムソン電子の温陽（オニャン）事業場で働
き、卵巣がんに罹って 2012 年に亡くなったイ・
某さんが産業災害を認められた。サムソン電子
事業場で発病した職業性がんの内、卵巣がんが
労災と認定されたのは今回が初めて。

ソウル行政法院は、卵巣がんて死亡したイ・
某さんの遺族が勤労福祉公団を相手に提起した
遺族給与および葬祭料不支給処分取り消し訴訟
で、原告勝訴判決を行ったと明らかにした。提
起から 2 年 8 ヶ月目に一審判決が出た。

イさんは 1993 年にサムソン電子温陽事業
場に入社し、6 年 2 ヶ月間勤めた。99 年 6 月
に退社したが、頻繁な嘔吐と腹部膨張症状を
訴えた。2000 年に卵巣がんて確定診断され、
2004 年に左側卵巣腫瘍を除去した。2011 年
に直腸と膀胱などにがんが転移したとされ、
2012 年 1 月に死亡した。36 才だった。

公団は 2013 年 2 月「疫学調査を実施した結
果、卵巣がんて関連がある石綿・タルクなどが
工程で扱われておらず、業務との関連性が低い」
として不承認とした。

裁判所はイさんが働いた金線連結工程で有害
物質であるエポキシ樹脂接着剤が使われた事
実を確認した。接着剤にはホルムアルデヒド（発
がん物質）とフェノール（生殖毒性物質）が
含まれている。裁判所はイさんが呼吸器を通
じて有害物質を吸入したと見た。

裁判所は「作業場で働いて有害化学物質に
長期間・持続的にばく露したと見られ、昼夜
交代勤務をしながら疲労とストレスが累積
したと見られる」。「有害要因が複合的に
作用して故人



光化門広場から明洞まで死亡した労働者を
追悼して行われたフラッシュ・モブ
（© ユン・ジェヒョン インターン記者）

に卵巣がんが発生したと見ることができ、死亡
は業務上災害に該当する」と判示した。

卵巣がんはサムソン電子が設立した半導体白
血病補償委員会の補償対象疾病のうちの三群に
属する。遺族たちが補償委に補償申請をすれば
治療費水準の補償を受けられる。パノリムは
「治療費だけでなく最小限の生計費は保障され
なければならない」。「三星電子の独断的な補償
手続きに問題があり、一方的に定めた補償基準
を全面再検討しなければならない」と要求した。
2016 年 1 月 29 日 毎日労働ニュース ク・テ
ウ記者

（翻訳：中村 猛）



前線かゝる

緊急作業、白血病の労災認定問題 で関係省庁交渉

東京

2011年の福島第一原発事故以降、全国労働安全衛生センター連絡会議は、厚生労働省をはじめとした原発被ばく労働問題にかかわる関係省庁との交渉を続けてきたが、昨年12月18日には第15回目の交渉を行った。

特例緊急被ばく限度を250mSvとして新設することを主な内容とした電離則と炉規法関係規則の施行は、2016年4月としてすでに改定された。12月の交渉では、この問題について取り上げるとともに、現在の福島第一原発の廃炉作業において、いまなお一定の作業を特定高線量

作業として従来の緊急作業としての扱いを認めている状況についても取り上げた。

そもそも電離則第7条でいう「緊急作業」とは「…放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業を行うとき」と規定しているのだが、計画的な被ばく管理が前提となっている現在の作業において制御できなかった事故時とは全く異なる正常時であるにも関わらずそのまま適用されているのが現状なのだ。

この点について厚生労働省は、いまま高線量区域が存在することをもって、緊急作業

としての適用があり得るとする態度を崩さない立場を取り続けている。

また厚生労働省が、白血病の労災認定について、「科学的」な判断で行われたものではなく、労働者保護のための判断として行われたというマスコミの誤解を招く発表を行った問題についても交渉のテーマとしてあがった。厚生労働省の担当者は、白血病の労災認定の問題を全がんの発症と被ばくとの関係に一般化しているという根本的な誤りを認めることなく、矛盾を指摘されても従来の説明を繰り返すばかりとなった。

全国労働安全衛生センター連絡会議では、今後も被ばく労働をめぐる問題については、継続して要請を行い、関係省庁との交渉を行う予定である。



さんいちブックレット 009 除染労働

被曝労働を考えるネットワーク 編

〈執筆〉なすび、長岡義幸、西野方庸

さんいちブックレット 007『原発事故と被曝労働』に続く、
被ばく労働を考えるネットワーク編著の第2弾！

発行：三一書房 <http://31shobo.com/>
1000円＋税

1月の新聞記事から

1/5 「軽度外傷性脳損傷」に世間の理解が進んでいないと「軽度外傷性能損傷の会」は全国の自治体に相談窓口の設置や啓発活動の実施を求める陳情書を提出した。症状の特徴や原因となりやすい事故の事例などの啓発活動や相談窓口の設置を求めている。

1/8 2013年1月に岐阜県職員の30代男性が自殺したのは、パワハラと長時間労働が原因として、遺族が県に約1億円の損害賠償を求めている訴訟は、岐阜地裁で和解が成立した。県が遺族に和解金や未払いの時間外勤務手当として9600万円を支払う。

1/11 1954年に太平洋ビキニ環礁で米国が実施した水爆実験で、静岡県県のマグロ漁船「第五福竜丸」以外に周辺海域で操業していた漁船に乗り組み、後のがんを発症した高知県内の元船員や遺族が、船員保険の適用による事実上の労災認定を求め、全国健康保険協会船員保険部に集団申請する方針を固めた。10人前後になる見通しで2～3月の申請を目指す。

1/13 海上自衛隊呉基地に停泊中の潜水艦内で自殺を図った坂倉正紀2等海尉の両親が、国に3000万円月円の損害賠償を求める訴訟を山口地裁に起こす。家族らが記者会見で明らかにした。「上官による殴る蹴るなどのいじめによってうつ病を発症していたのに、適切な措置が取られなかった結果の自殺未遂だった」と主張している。

1/14 アスベストによる健康被害を受けながら労災にならない被害者の救済を巡って、環境省は新たに有識者の委員会を設け、給付金の引き上げなどの検討を始めることを決めた。環境省は法律の施行から5年に合わせて、東京都内で専門家の会合を開いた。

1/15 芳香族アミンを取り扱う作業に従事した化学工場の従業員と退職者の計5人がぼうこうがんを発症した問題で、発症した従業員と労働組合が早急な労災認定などを厚生労働省に要請した。

長野県軽井沢町の国道18号の碓氷バイパス入山峠付近で、スキー客を乗せた大型観光バスが対向車線にはみ出して約3M下の斜面に転落した。運転手2人を含む14人が死亡、27人が負傷した。青梅労基署がバス事業者「イーエスピー」に、渋谷労働基準監督署が旅行会社「キースツアー」に、それぞれ立ち入り調査を行った。その後死者は1人増え15人に。

昨年の全国の自殺者は前年比1456人(5.7%)減の2万3971人で、18年ぶりに2万5千人を下回ったことが、警察庁の集計で分かった。6年連続減少。

男性は745人減の1万6641人、女性は711人減の7330人。

1/21 徳島県美波町の知的障害者施設でパワハラを受けたなどとして、職員2人が施設を運営する社会福祉法人「柏涛会」と代表に約4700万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が高松高裁であった。裁判長は1審・徳島地裁判決を変更し施設側のパワハラを一部認めるなど計310万円の支払いを命じた。

1/22 建設現場でアスベストを吸い込んで健康被害を受けたとして、大阪や兵庫などの元建設労働者や遺族ら計33人が、国と建材メーカー41社に損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は規制に遅れがあったとして国の責任を認め、一部の原告に計約9740万円を支払うよう命じた。一方、建材メーカーの責任は認めず、また個人事業主への賠償も認めなかった。

長野市の運輸会社で観光バス運転手をしていて男性(42)が2008年に脳出血で死亡したのは長時間の不規則業務が原因として、妻が国に労災認定を求めた訴訟の判決で、長野地裁は疾病発症と業務の因果関係を認め、遺族補償年金などを不支給とした国の決定を取り消した。

帰宅途中に交通事故死した男性の遺族がハローワークの求人票と異なる長時間労働を強いられたとして、職業安定法違反罪で勤務先だった植物ディスプレイ会社(東京都)に対する告訴状を警視庁に提出。正社員で時間外労働は月平均20時間と記載されていたが、約半年間はアルバイト契約で週6日、フルタイムの勤務を要求され、月100時間超の残業をさせられたことは「職安法に違反する」としている。

1/28 川崎重工工業神戸工場でアスベストを吸い込み、2003年に肺がんで死亡した元従業員の妻が、国に労災不認定の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が大阪高裁であり、裁判長は一番神戸地裁判決を覆し労災を認める判決を言い渡した。

「ドン・キホーテ」が、東京都内の店舗で従業員に違法な長時間労働をさせたとして、東京労働局は同社と支社長や店長ら計8人を、労働基準法違反容疑で東京地検に書類送検した。

1/29 アスベストによる元建設作業員らの健康被害をめぐり、建材メーカーと国の賠償責任が問われた集団訴訟で、京都地裁は国に加えて、建材メーカー9社に初めて賠償を命じた。市場占有率が一定以上のメーカーについて、個別の健康被害との因果関係が推定できると判断した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259